

東日本大震災 Q & A

(保険関係)

内容

保険関係	3
生命保険をめぐる問題.....	3
Q 1 今回の震災で、夫とその父（義父）が亡くなりました。夫が受取人となっている義父の生命保険金の受取人は誰になりますか。義母と私と息子がいます。	3
Q 2 生命保険金を請求したいのですが、どういう資料を準備すればよいのでしょうか。災害の場合にも保険金が支払われるか心配ですが、大丈夫でしょうか。	3
Q 3 今回の東日本大震災で保険証券が無くなってしまいました。どのようにして保険金請求をすればよいのでしょうか。	4
Q 4 今回の東日本大震災の影響で収入が激減してしまい、生命保険料が払えません。解約するしかありませんか。	4
地震保険をめぐる問題.....	6
Q 1 地震で建物が倒壊しました。地震保険で支払われる保険金はどのようにして決まるのですか。	6
Q 2 地震で自宅が損壊しました。地震保険には入っています。損害の程度（全損、半損、一部損）により支払われる保険金が変わるとききました。全損・半損・一部損はどのように判断されるのでしょうか。	6
自動車保険をめぐる問題.....	8
Q 1 自動車が津波で流されてしまいました。自動車保険の保険金はおりますか。	8
Q 2 原子力発電所の事故により、避難区域内に駐車していた自動車が被ばくし、廃車せざるを得なくなりました。車両保険金はもらえますか。	8
Q 3 地震が起きたので、車で避難していたところ、交通事故を起こしてしまいました。保険金が出るのでしょうか。	8
健康保険・介護保険をめぐる問題	9
Q 1 被災して生活が苦しくなり、健康保険、介護保険の保険料が支払えません。減免や猶予をされることはありますか。	9
Q 2 震災による津波のため家が流されたので、現在、従前の住所地を離れて、隣の市にある避難所で生活しています。従前どおり介護保険の給付を受けることができますか。	9
火災保険をめぐる問題.....	10
Q 1 地震により隣家が火事となり、その消火作業のため、我が家の家財が水浸しになってしまいました。火災保険で補償されますか。	10

保険関係

生命保険をめぐる問題

Q 1 今回の震災で、夫とその父（義父）が亡くなりました。夫が受取人となっている義父の生命保険金の受取人は誰になりますか。義母と私と息子がいます。

A 生命保険の約款に規定がある場合がありますので、まずは、そちらを確認してください。

約款に規定がない場合、死亡保険金受取人の法定相続人（あなたと息子さん）が受取人となると考えられています。

簡易保険やかんぽ生命については、「遺族」（義母）が受取人となります。

- ・ 生命保険の被保険者と死亡保険金の受取人が同時に死亡した場合に誰が受取人になるかについて、直接これを定める法律の規定はありません。
- ・ 保険の約款に規定されている場合がありますので、まず、約款を確認してください。
- ・ 約款がない場合は、死亡保険金受取人の法定相続人が受取人になると解釈されます。今回のケースでは、受取人（夫）の法定相続人であるあなたと息子さんが受取人となります。
- ・ 簡易保険・かんぽ生命については、「遺族」が受取人になります。「遺族」とは、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者で、この記載の順番（配偶者→子→父母→孫・・・）で、先順位にある方が受取人となります。今回のケースでは被保険者（義父）の配偶者である義母が受取人となります。

Q 2 生命保険金を請求したいのですが、どういう資料を準備すればよいのでしょうか。災害の場合にも保険金が支払われるか心配ですが、大丈夫でしょうか。

A まず、主な必要書類としては、保険証券、死亡保険金請求書、保険金受取人の戸籍謄本（抄本）、保険金受取人の印鑑証明書、被保険者の住民票、死亡診断書（死体検案書）等が必要となりますが、今回の東日本大震災の際には、すべての書類が整ってなくても請求に応じるなど、柔軟な対応をしているようです。

- ・ 一般的に、災害関係特約については約款上に、地震等による災害関係保険金・給付金を削減したり、支払わない場合がある旨規定されていますが、今回の東日本大震災で被災された方の契約についてはこれを適用せず、災害関係保険金・給付金を全額支払することを全ての生命保険会社が決定しています。

Q 3 今回の東日本大震災で保険証券が無くなってしまいました。どのようにして保険金請求をすればよいのでしょうか。

A 今回の東日本大震災で、保険証券を失った場合でも、本人確認ができれば、保険金の請求手続をとることができます。

- ・ 通常、保険証券を喪失した場合、保険証券を再発行するなどして、保険金請求することになります。しかし、今回の東日本大震災では、被災された方への迅速な保険金の支払を目的として、保険証券がなくても、本人確認ができれば保険金請求ができるものとされました。
 - ・ 保険会社が分かっている場合は、各保険会社にご連絡下さい。
 - ・ また、どの保険会社に入っていたかわからない場合には、生命保険については、「災害地域生保照会制度」（生命保険協会に加盟するすべての生命保険会社 47 社に対して契約の有無の調査を依頼する照会制度）が、4 月 1 日より開始していますので、社団法人生命保険協会でご確認ください。
- 同様に、損害保険全般については、社団法人日本損害保険協会でご確認ください。

Q 4 今回の東日本大震災の影響で収入が激減してしまい、生命保険料が払えません。解約するしかありませんか。

A あわてて解約する必要はありません。

- (1) 各生命保険会社は、保険料払込みの猶予措置を実施しています。
- (2) 契約内容によって、保険料が免除される場合もあります。
- (3) 保険料の自動振替貸付制度により、反対の申出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で、自動的に立て替えてくれます。
- (4) 仮に保険料不払により、契約が失効したとしても、復活という制度があります。

1. 生命保険料払込の猶予

各生命保険会社は、災害救助法適用地域に居住する契約者について、契約者からの申出による保険料払込猶予を実施しています。

当初、最長 6 か月の猶予期間とする措置を実施していましたが、さらに猶予期間を 3 か月延長する措置も実施しています（最長で平成 23 年 12 月末日までの猶予となります）。

また、猶予された保険料の支払について、本来は、猶予期間の末日までに支払わなければならないところを、平成 24 年 10 月末日まで支払期日を延長しています。

2. 払込免除

被保険者が不慮の事故が原因で身体障害状態なった場合、保険料の払込みが免除される場合があります。

3. 保険料の立替払について

保険料の自動振替貸付（保険料の立替え）という制度があります。これは、解約返

戻金の範囲内で、保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に存続させるというものです。

立て替えられた保険料には、所定の利息がつきますので、ご注意ください。

4. 失効と復活

猶予期間後、通常の保険料や猶予されていた保険料が、所定の期日までに支払われず、自動振替貸付が行われない場合には、保険契約は失効します。

契約が失効すると、保険契約の効力が停止し、保険事故が発生しても保険金・給付金は支払われません。

もっとも、失効後3年など一定期間以内に復活の申出をし、保険会社が承諾した場合には、契約の効力をよみがえらせることができます。ただし、失効期間中の保険事故については、保険会社は責任を負いませんので、ご注意ください。

以上、(1)～(4)について、詳しくは契約している保険会社にお問い合わせください。

地震保険をめぐる問題

Q 1 地震で建物が倒壊しました。地震保険で支払われる保険金はどのようにして決まるのですか。

A 震保険で支払われる保険金の額は、保険会社との間で締結した地震保険契約の保険金額と、建物・家財の損害の程度、時価によって決まります。

損害の程度は、全損、半損、一部損の各区分があります。

- ・ 建物について（5000 万円が保険金の上限）
 - （1）全損の場合、建物の時価を限度として、建物の保険金額の全額が支払われます。
 - （2）半損の場合、建物の時価の 50%を限度として、建物の保険金額の 50%が支払われます。
 - （3）一部損の場合、建物の時価の 5%を限度として、建物の保険金額の 5%が支払われます。ただし、いずれの場合も、5000 万円が限度額です。
- ・ 家財について（1000 万円が保険金の上限）
 - （1）全損の場合、家財の時価を限度として、家財の保険金額の全額が支払われます。
 - （2）半損の場合、家財の時価の 50%を限度として、家財の保険金額の 50%が支払われます。
 - （3）一部損の場合、家財の時価の 5%を限度として、家財の保険金額の 5%が支払われます。ただし、いずれの場合も、1000 万円が限度額です。

Q 2 地震で自宅が損壊しました。地震保険には入っています。損害の程度（全損、半損、一部損）により支払われる保険金が変わるとききました。全損・半損・一部損はどのように判断されるのでしょうか。

A 地震保険に関する法律施行令 1 条 1 項などで、全損、半損、一部損の基準が定められています。

1. 全損
 - （1）「建物の延床面積の 70%以上が焼失・流失」、または、
 - （2）「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の 50%以上」の場合です。全損の場合、建物の時価を限度として、保険金額の全額が支払われます。
2. 半損
 - （1）「建物の延床面積の 20%以上 70%未満が焼失・流失」または、

(2)「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の 20%以上 50%未満」の場合です。

半損の場合、建物の時価の 50%を限度として、保険金額の 50%が支払われます。

3. 一部損

(1)「主要構造部（基礎、柱、壁、屋根など）の損害額が時価の 3%以上 20%未満」の場合か、

(2)「床上浸水や建物の直下の地面から 45 センチメートルを超える浸水を受けた」場合です。

一部損の場合、建物の時価の 5%を限度として、保険金額の 5%が支払われます。

・ なお、家財については、以下のとおりとなります。

1. 全損

損害額が家財の時価の 80%以上の場合です。

全損の場合、家財の時価を限度として、家財に対する保険金額の全額が支払われます。

2. 半損

損害額が家財の時価の 30%以上 80%未満の場合です。

半損の場合、家財の時価の 50%を限度として、家財に対する保険金額の 50%が支払われます。

3. 一部損

損害額が家財の時価の 10%以上 30%未満の場合です。

一部損の場合、家財の時価の 5%を限度として、家財に対する保険金額の 5%が支払われます

自動車保険をめぐる問題

Q 1 自動車が津波で流されてしまいました。自動車保険の保険金はおりますか。

A 地震や津波による損害の場合、自動車保険の保険金は原則支払われませんが、特約があれば保険金がおります。

- ・ 自動車保険（任意保険）では、地震・津波によって生じた損害について、保険会社は免責され、保険金を支払わないとされているのが一般的です（地震免責条項といいます。）。
- ・ したがって、自動車が津波で流されてしまった場合には、通常、自動車保険の保険金は支払われません。
- ・ ただし、地震や津波の場合の損害も補償する特約を付帯している場合には、保険金が支払われます。

Q 2 原子力発電所の事故により、避難区域内に駐車していた自動車が被ばくし、廃車せざるを得なくなりました。車両保険金はもらえますか。

A 保険契約に規定されている免責事由に該当するので、支払われないものと思われます。

- ・ 自動車保険では、通常、核燃料物質（使用済核燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故を免責事由としています。したがって、保険金の支払いはされません。
- ・ このような損害については、事故を起こした電力会社との間の問題になると思われます。

Q 3 地震が起きたので、車で避難していたところ、交通事故を起こしてしまいました。保険金が出るのでしょうか。

A 交通事故の原因が何かにより、保険金が出るか否かが決まります。

- ・ 自動車保険では、地震・津波による事故、これらに随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故については、免責とされ、保険金が支払われません。
- ・ 他方で、事故の原因が、運転者の不注意にある場合には、保険金は支払われることになります。
- ・ もっとも、その判断はかなり難しい場合もありますので、専門家に相談されることをおすすめします。

健康保険・介護保険をめぐる問題

Q 1 被災して生活が苦しくなり、健康保険、介護保険の保険料が支払えません。減免や猶予をされることはありますか。

A 健康保険については、減免となる場合がありますので、市町村等ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

介護保険についても、介護保険サービス利用料及び保険料が減免となる場合があります。

Q 2 震災による津波のため家が流されたので、現在、従前の住所地を離れて、隣の市にある避難所で生活しています。従前どおり介護保険の給付を受けることができますか。

A 避難所での生活が一時的なもので、住民票を移さない場合には、従前の住所地において介護保険の給付を受けることができます。

これに対して、従前の住所地には戻らず他の市町村に住民票を移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出して、転入先の市町村において介護保険の給付を受けます。

- ・ 介護保険の保険者は市町村ですが、どこの市区町村が保険者になるかは、住民票を基準に決定します。
- ・ 従前の住所地を離れて、住民票を他の市区町村に移す場合には、転入先の市町村に転入届を提出することによって、当該地域において介護保険の受給資格を取得します。
- ・ 従前の住所地での要介護認定は、転入先でもそのまま移行しますから、改めて要介護認定を受ける必要はありません。
- ・ これに対して避難所での生活が一時的なもので、従前の住所地に戻る事が予定されている場合には、住民票を移さずに、従前どおりに介護保険の給付を受けることになります。

火災保険をめぐる問題

Q 1 地震により隣家が火事となり、その消火作業のため、我が家の家財が水浸しになってしまいました。火災保険で補償されますか。

A 自分が地震保険付きの火災保険に入っていた場合には、その保険から補償される可能性があります。

隣家の加入している火災保険では、原則として補償を受けられません。

- ・ 火災保険は、火災の際の消防や避難に必要な処分によって保険の目的物について生じた損害も補償しなければならないとされています。隣家の火事による放水被害も火災事故として火災保険の対象ですが、補償の対象はその保険がかけられている建物に限られます。
- ・ もっとも最近では、近所への類焼を補償する特約（類焼損害担保特約）がついている場合もありますので、隣家の火災保険にこの特約がついていれば、隣家の保険の補償対象となる可能性があります。
- ・ ただし、今回は地震による火災ですので、通常の火災保険だけではなく地震保険に加入していないと、いずれにしても補償はされません。
- ・ まずはご自身の加入している保険会社に確認をしてみてください。
- ・ なお、火災によって被害が生じた場合には、失火法という特別な法律によって、火災を起こした側に重大な過失がない限り、法的責任（不法行為責任）を問うことはできません。地震による火災の場合「重大な過失」があるとは言えないことが多いでしょう。